

平成30年2月20日

各 都 道 府 県 担 当 部 長	}	殿
(都道府県第三セクター等担当課扱い)		
(市区町村第三セクター等担当課扱い)		
各 指 定 都 市 担 当 局 長		
(第三セクター等担当課扱い)		

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等の経営健全化方針の策定について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注））は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）（以下「大臣通知等」という。）により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

これを受け、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施してきたところであり、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられます。

こうした状況を踏まえ、これらの第三セクター等と関係を有する地方公共団体にあっては、引き続き、大臣通知等に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要です。

さらに、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）においても、第三セクター等については、財政的なリスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとされているところです。

つきましては、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体におかれては、下記に御留意の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）を速やかに策定し、公表していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

（注）本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

記

1. 策定する経営健全化方針の内容

各地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）における「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（以下「指針」という。）に留意しながら、法人ごとに以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

（1）法人の概要

（2）経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスク（下記 2 の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

（3）抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙 2 に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討の

フローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

指針の第3において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められている。

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。なお、平成31年3月31日までに当該法人の整理（売却・清算）を予定している場合は対象外とする。

(1) 債務超過法人

(2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項

経営健全化方針の策定に当たっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、各地方公共団体において法人への関わり方が異なることも想定されるが、経営健全化方針の策定に当たっては、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。
- (4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要であること。

4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要がある。この評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

5. 経営健全化方針の策定・公表期限

平成31年3月31日までに策定し公表されたいこと。

6. 国における策定状況等の取りまとめ

総務省においては、経営健全化方針の策定の推進に資するよう、策定状況を調査し、その結果を取りまとめ、個別団体ごとに公表する予定である。

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針: 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載
(例)
法人の経営状況や財政的なリスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針: 第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応□
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

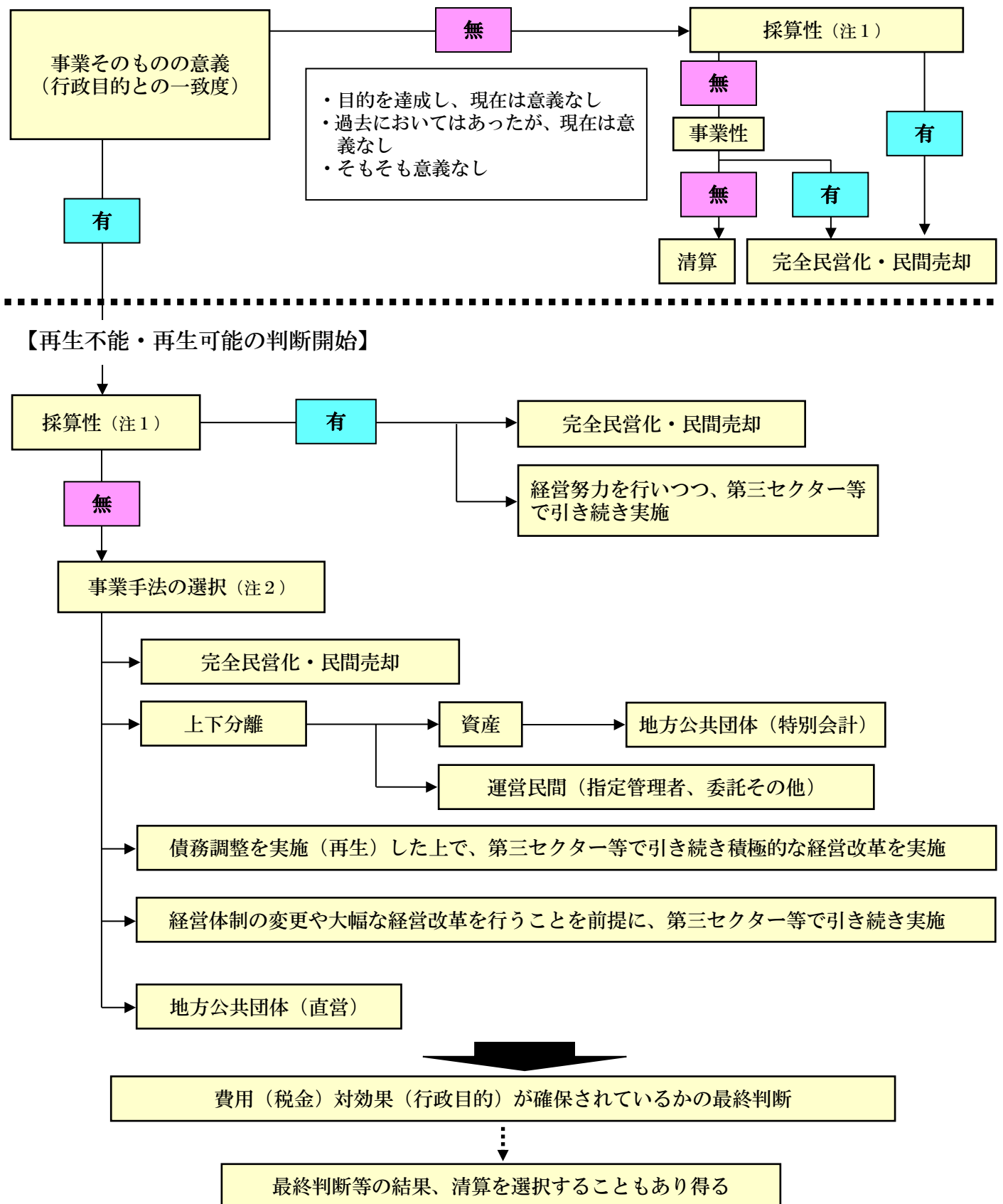
6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



注1 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

注2 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。